

政 適 委 第 1 1 8 号  
令 和 8 年 3 月 1 6 日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会  
委員長 野々上 尚

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定等について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度第3回政治資金適正化委員会において「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）を改定しました。

今回の改定は、「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号。以下「改正法」という。）、「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和7年法律第1号）及び「政治資金規正法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第2号）による改正において、政治資金監査が強化されたことなどを踏まえたものです。

登録政治資金監査人の皆様におかれましては、改定後の政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査への円滑な移行のため、下記事項を御確認の上、令和8年分以降（解散分は令和9年分以降。以下同じ。）の収支報告書に係る政治資金監査を適確に実施していただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 第1 新制度研修の実施について

政治資金監査マニュアルの改定に伴い、登録政治資金監査人の皆様が令和9年以降に政治資金監査を行うに当たり、必要な専門的知識の修得を目的とする「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修」（以下「新制度研修」という。）を、令和8年6月より、各研修方式（集合・個別・リモート）にて実施します。

この新制度研修は、「政治資金監査に関する研修」（以下「登録時研修」という。）を修了した登録政治資金監査人を対象とした研修であり、令和9年以降に行う最初の政治資金監査までに受講していただきますようお願い申し上げます。

新制度研修受講の有無は、政治資金適正化委員会ホームページの「登録政治資金監査

人の登録一覧」において、登録政治資金監査人ごとに公表しますので、予めご承知おきください。新制度研修の詳細は、資料1をご確認ください。

なお、新制度研修の実施に伴い、「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」は、令和8年度は実施しません。

## 第2 政治資金監査マニュアル等の改定について

### 1 改正法による主な改正内容

#### (1) 政治資金監査の拡充

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこととされたこと（政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の11の2第1項）。

また、国会議員関係政治団体の会計責任者は、法第19条の11の2第1項の規定による確認により翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書」という。）を作成しなければならないこととされたこと（法第19条の11の2第2項）。

その上で、政治資金監査において確認する事項として、「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていること」を追加することとされたこと（法第19条の13第2項第5号）。

なお、この政治資金監査の前提として、国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされたこと（法第19条の8の2）。

#### (2) 収支報告書等のオンライン提出の義務化

国会議員関係政治団体に係る収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書について、オンラインによる提出を義務付けることとされたこと（法第19条の15）。

### 2 政治資金監査マニュアルの改定

#### (1) 主な改定内容

「V. 政治資金監査指針②個別監査指針」の章に「5. 法第19条の13第2項第5号に掲げる事項」として、「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰

越しの状況が収支報告書に表示されていること」の確認に関する具体的手法を追加しました。

また、政治資金監査報告書記載例の「2 監査の結果」に「(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項（又は法第17条第1項）に規定する収支報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。」の記述等を追加しました。

以上を踏まえ、令和8年分以降の収支報告書に係る政治資金監査報告書は、改定後の政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査報告書記載例に従って作成してください。

次に、「VII. 政治資金監査報告書」の章の「1. 政治資金監査報告書の記載事項」に、「登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自身の電子署名を行うこと。」の記述を追加しました。令和9年1月1日以降に提出する国会議員関係政治団体に係る収支報告書及び政治資金監査報告書等については、会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣にオンラインで提出するものとされたことから、登録政治資金監査人においても政治資金監査報告書に係る電磁的記録を作成し、当該政治資金監査報告書を国会議員関係政治団体に電磁的方法で交付する必要があります。この場合、政治資金監査報告書に自身の電子署名を行うこととなります。電子署名の付与に関する手順は、資料2をご確認ください。

## (2) 適用時期

原則として、令和8年分以降（解散分は令和9年分以降）の収支報告書に係る政治資金監査から改定後の政治資金監査マニュアルが適用されます。

## 3 政治資金監査に関する研修テキスト等の改定及び配布

政治資金監査マニュアルの改定に伴い、政治資金監査に関する研修テキスト、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト並びに政治資金監査に関するQ&Aについても改定しました。

政治資金監査に関する研修テキストについては、本年5月末に配布しますので、ご確認ください。

## 4 政治資金監査契約書（ひな型）等の改定

政治資金監査マニュアルの改定に伴い、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会において作成している「政治資金監査契約書（ひな型）」及び「政治資金監査契約書のひな型の解説」の改定が行われましたので、令和8年分

以降の収支報告書に係る政治資金監査の実施に関する契約については、当該ひな型等をご参照ください。

(別添資料)

- ・資料1 「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）について」
- ・資料2 「電子署名の付与に関する手順」

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

## 令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修 (新制度研修)について

### 1 研修の対象者

登録時研修（登録政治資金監査人の登録後、最初に受ける研修）を修了した登録政治資金監査人

### 2 受講方式及び日程

- 集合研修：政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。詳細は別紙1のとおり。
- 個別研修：政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。詳細は別紙2のとおり。
- リモート研修：政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。詳細は、5月中旬に政治資金適正化委員会ホームページに掲載する予定です。

### 3 研修内容

令和6年政治資金規正法の改正により、新たに追加された監査事項を中心に、令和9年以降に政治資金監査を行うに当たり、必要な専門的知識

### 4 参加費

無料

### 5 申込の方法

右の研修申込用QRコードを読み込み、申込フォームに必要事項（氏名、登録番号、受講希望日時等）を記入し、送信してください。詳細については、別紙3をご確認ください。

申込フォームは研修の受講方式により異なりますので、お間違えがないようお申し込みください。



※インターネットによる申込が難しい場合は、当委員会ホームページに掲載の「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）受講申込書」に必要事項を記入の上、申込期限までに、当委員会事務局宛てに電子メールでお申し込みください。

※研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供については、別紙4をご確認ください。

### 6 その他

研修を受講された方のうち、希望される方には、研修終了後に「研修受講証明書」をお渡しします。

#### [問い合わせ先]

総務省 政治資金適正化委員会

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

TEL：03-5253-5598（直通）

E-mail：[tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp](mailto:tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp)

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）内「政治資金適正化委員会」で検索してください。

## 新制度研修(集合研修方式)の日程について

集合研修				
実施日時	開催地	会場	定員	申込期限
6月10日(水)13:00～16:30	東京都	全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 2階	約200名	6月1日(月)
6月17日(水)13:00～16:30	名古屋市	TKPガーデンシティPREMIUM名古屋新幹線口(パンケッルーム4A) 愛知県名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル4階	約90名	6月8日(月)
6月26日(金)13:00～16:30	仙台市	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口(カンファレンスルーム7E) 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15ソララプラザ7階	約60名	6月17日(水)
7月3日(金)9:00～12:30	広島市	TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前(カンファレンスルーム3B) 広島県広島市南区大須賀町13-9 ベルビュオフィスの広島	約50名	6月24日(水)
7月8日(水)13:00～16:30	東京都	全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 2階	約200名	6月29日(月)
7月17日(金)13:00～16:30	大阪市	CIVI研修センター新大阪東(E705) 大阪府大阪市東淀川区東中島1-19-4 LUCID SQUARE SHIN-OSAKA 7階	約90名	7月8日(水)
7月24日(金)13:00～16:30	横浜市	TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口(カンファレンスルーム6D) 神奈川県横浜市西区南幸2-19-9 TKP横浜ビル	約90名	7月15日(水)
8月7日(金)9:00～12:30	札幌市	TKP札幌駅カンファレンスセンター(カンファレンスルーム2D) 北海道札幌市北区北7条西2-9 ベルビュオフィスの札幌 2階	約50名	7月29日(水)
8月21日(金)13:00～16:30	さいたま市	TKP大宮駅西口カンファレンスセンター(ホール6A) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-8-1 ベルビュオフィスの大宮6階	約90名	8月12日(水)
8月28日(金)9:00～12:30	高松市	サン・イレブ高松(3F会議室) 香川県高松市松福町2丁目15-24	約50名	8月19日(水)
9月3日(木)13:00～16:30	東京都	全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館2階	約200名	8月25日(火)
9月11日(金)13:00～16:30	京都市	京都ガーデンパレス(中宴会場 鞍馬) 京都府京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605	約70名	9月2日(水)
9月17日(木)13:00～16:30	東京都	全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館2階	約200名	9月8日(火)
10月2日(金)13:00～16:30	千葉市	TKP千葉駅東口ビジネスセンター(カンファレンスルーム3A) 千葉県千葉市中央区新町1-20 江津ビル3階	約90名	9月24日(木)
10月9日(金)9:00～12:30	那覇市	沖縄県市町村自治会館(202～203会議室) 沖縄県那覇市旭町116-37	約50名	9月30日(水)
10月15日(木)13:00～16:30	金沢市	TKPガーデンシティPREMIUM金沢駅西口(カンファレンスルーム3E) 石川県金沢市広岡2-13-33 JR金沢駅西第三NKビル3階	約50名	10月6日(火)
10月23日(金)9:00～12:30	札幌市	TKP札幌駅カンファレンスセンター(カンファレンスルーム2A) 北海道札幌市北区北7条西2-9 ベルビュオフィスの札幌 2階	約50名	10月14日(水)
10月29日(木)13:00～16:30	静岡市	TKP静岡駅ビルパルシェカンファレンスセンター(第1会議室) 静岡県静岡市葵区黒金町4-9番地 パルシェ本館7階	約50名	10月20日(火)
11月5日(木)13:00～16:30	熊本市	TKP熊本カンファレンスセンター(あさがお) 熊本県熊本市中央区花畑町4-7朝日新聞第一生命ビル9階	約50名	10月27日(火)
11月6日(金)9:00～12:30	福岡市	TKPガーデンシティ博多新幹線口(3-A) 福岡県福岡市博多区博多駅中央街5-14 福さ屋本社ビル3階	約70名	10月28日(水)
11月13日(金)13:00～16:30	横浜市	TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口(カンファレンスルーム6D) 神奈川県横浜市西区南幸2-19-9 TKP横浜ビル	約90名	11月4日(水)
11月20日(金)13:00～16:30	仙台市	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口(カンファレンスルーム7E) 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15ソララプラザ7階	約60名	11月11日(水)
11月27日(金)13:00～16:30	大阪市	CIVI研修センター新大阪東(E705) 大阪府大阪市東淀川区東中島1-19-4 LUCID SQUARE SHIN-OSAKA 7階	約90名	11月18日(水)
12月4日(金)13:00～16:30	東京都	全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 2階	約200名	11月25日(水)
12月8日(火)13:00～16:30	名古屋市	安保ホール(301号室) 愛知県名古屋市中村区名駅3-15-9 安保ホール3階	約90名	11月27日(金)
12月14日(月)13:00～16:30	さいたま市	TKP大宮駅西口カンファレンスセンター(ホール6A) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-8-1 ベルビュオフィスの大宮6階	約90名	12月3日(木)
3月17日(水)13:00～16:30	東京都	全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館2階	約200名	3月8日(月)
3月19日(金)13:00～16:30	大阪市	CIVI研修センター新大阪東(E705) 大阪府大阪市東淀川区東中島1-19-4 LUCID SQUARE SHIN-OSAKA 7階	約90名	3月10日(水)
3月24日(水)13:00～16:30	東京都	全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館2階	約200名	3月15日(月)
3月26日(金)9:00～12:30	福岡市	TKPガーデンシティ博多新幹線口(3-A) 福岡県福岡市博多区博多駅中央街5-14 福さ屋本社ビル3階	約70名	3月17日(水)

(※) 集合研修における新制度研修は、登録時研修と併せて開催されます。定員は、登録時研修受講者数との合計です。

(※) 上記研修のほか、5人以上の登録政治資金監査人が研修の実施を要望する場合は、当該要望に応じて研修を実施する場合があります。詳しくは当委員会ホームページ掲載の「政治資金適正化委員会が実施する研修の実施要望の受付について」をご参照ください。

(※) 定員に達した場合には、申込期限に到達していても受付を締め切らせていただきます。

# 令和9年以降に行う政治資金監査に関する 新制度研修（個別研修）の実施について

## 1 研修日時

令和8年6月1日（月）より受講できるようになります。

平日の午前（10時～13時）または午後（14時～17時）

## 2 研修場所

総務省政治資金適正化委員会事務局内

## 3 研修の実施方法

集合研修の講義と同内容の資料及び映像・音声データを組み込んだ研修用映像教材をパーソナルコンピュータにてヘッドホンを使用の上、視聴していただきます。

## 4 研修の申込方法

個別研修を希望する方は、受講希望日の1週間前までに、申込フォームに必要事項を記入し、送信してください。

なお、ご希望の日時では受講できない場合がありますので、予めご了承ください。

## 5 研修受講者における受講等の流れ

- ① インターネットによる申込み
- ② 受講受付完了のお知らせを電子メールにて受領
- ③ 研修を受講（研修用映像教材を視聴）
- ④ （希望者は）研修受講証明書を受領



研修申込画面はこちら

### [問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局  
〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎第2号館9階

電話：03-5253-5598（直通）

Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

## 政治資金適正化委員会が実施する研修の 申込方法の変更について

令和8年度以降、政治資金適正化委員会が実施する研修の申込方法として、より便利にご利用いただけるよう、インターネットにより申し込めるようになりました。

### <申込方法>

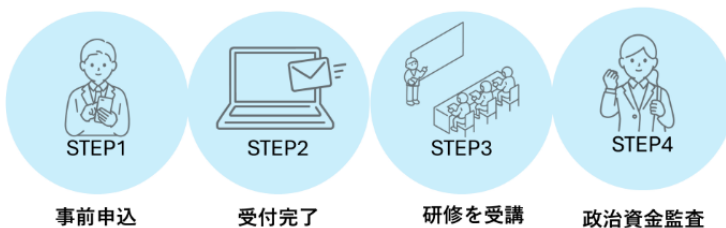
- ①右のQRコードまたは当委員会ホームページから  
「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）について」のページを開く。
- ②「インターネットによる申込」から、希望する研修方式名をクリックして、申込フォームを開く。
- ③必要事項を入力し、送信ボタンを押す。
- ④申込フォームに入力したメールアドレスに、受付完了メールが受信できているか確認する（受信できていない場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください）。



※集合研修・リモート研修の場合は、受付完了メールが受信できていれば、ご希望の研修にお申し込みが完了しております。研修日が近づきましたら、研修にかかる詳細な案内をメールでお送りいたします。

※個別研修の場合は、別途、担当者から受講日時等をご連絡します。

ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



スマートフォン・パソコンから研修の事前申込が可能になりました。

[問い合わせ先]  
総務省政治資金適正化委員会事務局  
〒100-8926  
東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎第2号館9階  
電話：03-5253-5598（直通）  
Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

# 研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

## (公認会計士及び税理士のみ)

### 1 概要

当委員会が実施する登録時研修及び新制度研修（以下「各種研修」という。）は、公認会計士にあっては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあっては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する各種研修について、受講者の同意に基づき日本公認会計士協会においては研修単位の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもって研修受講時間への算入が可能となります。

### 2 同意方法

各種研修の申込フォームの同意欄に、必要事項を記入します。  
(記入例は、以下のとおりです。)

6. 研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について（公認会計士及び税理士のみ）

※詳細は当委員会HP（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000996266.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000996266.pdf)）に掲載の「研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について（公認会計士及び税理士のみ）」をご確認ください。  
※日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもって研修受講時間への算入が可能となります。

同意する

同意しない

7. 6.で「同意する」と回答された方で、日本公認会計士協会に対して研修単位の認定に必要な情報を当委員会から提供することを希望される場合は、公認会計士研修登録番号（半角）で記載ください。

123456

8. 6.で「同意する」と回答された方で、日本税理士会連合会に対して研修単位の認定に必要な情報を当委員会から提供することを希望される場合は、税理士登録番号（半角）で記載ください。

78910

①同意する場合、同意するを選択してください。

②同意する場合、士業としての登録番号を記入してください。

### 3 注意事項

- 同意は、当該申込フォームによってお申込みされた研修のみ有効です。次年度等の研修においても引続き同意される場合には、当該次年度等の研修の申込においても同意するを選択してお申込みください。
- 公認会計士にあっては、集合研修に限り、本制度が利用可能です。リモート研修及び個別研修を受講される場合は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により日本公認会計士協会へ申請することが必要です。

#### [問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 9階

電話：03-5253-5598（直通）

E-mail：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

# 電子署名の付与に関する手順

## 手順

(括弧内の数字は右QRコードのページの数字です。)

政治資金関係申請・届出オンラインシステムに係るQRコード及びURL

事前準備

- ①** 電子証明書が付与されたマイナンバーカード又は税理士認証カード及びICカードリーダーの用意【01-1・01-2】



STEP01準備



[https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202\\_3](https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202_3)

- ②** 右QRコードのページの表示  
右QRコードのページを開いた上で、以下**③**～**⑤**の操作等を行ってください。

- ③** パソコンの確認【01-3】

政治資金関係申請・届出オンラインシステムをご利用になるために必要なパソコンの動作環境や設定内容をご確認ください。



- ④** 電子署名用アプリのインストール【01-4】

電子署名用アプリをダウンロードの上、画面の指示に従いインストールを行ってください。

- ⑤** JPKI利用者ソフト(利用者クライアントソフト)(※)のインストール【01-5】

公的個人認証サービスポータルサイトからJPKI利用者ソフト(利用者クライアントソフト)をダウンロードの上、画面の指示に従いインストールを行ってください。

※マイナンバーカードに搭載された電子証明書の有効性確認や、パソコンにカードリーダーを認識させる等、公的個人認証サービスを利用した電子申請を行うときに必要となるソフトウェアです。

電子署名の付与・確認

- ⑥** 政治資金関係申請・届出オンラインシステムの「電子署名」ページから、画面の指示に従い、電子署名の付与及び確認を行ってください。



<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GC020301>

【政治資金関係申請・届出オンラインシステムに関するお問い合わせ先】

**政治資金ヘルプデスク TEL:03-5500-7022**

受付時間(※)  
平日 9:00~17:00

※3月末日の5営業日前～3月末日、5月末日の5営業日前～5月末日に限り、9:00~20:00